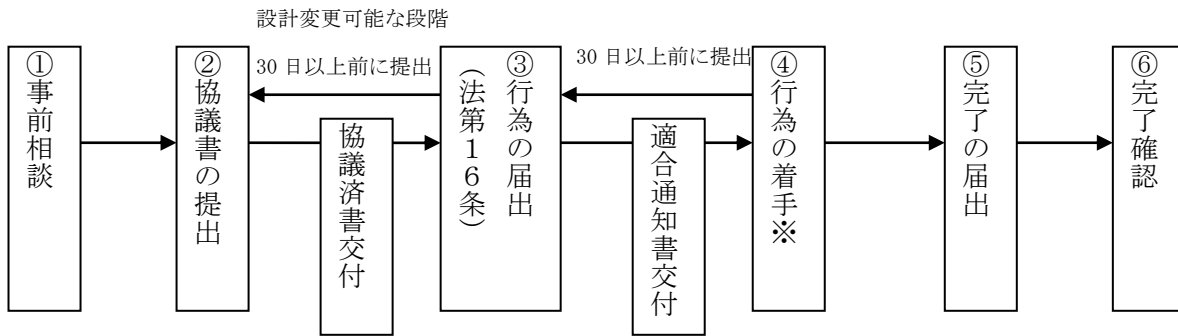


綾瀬市景観計画に基づく届出等の手順

1 届出等の手続き

届出対象行為となる建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為及び屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積等を行う場合（届出対象行為の詳細は、P7「3届出対象行為」参照。）は、以下の流れで届出等の手続きを行ってください。

届出対象行為は、計画・設計の変更が可能な段階で事前相談・事前協議を行い、景観計画に定める景観形成基準等に適合させてください。その後、行為の着手の30日前までに行為の届出を行ってください。



※ 行為の着手 建築物や工作物の場合は、根切り工事や杭工事などの基礎工事に着手した段階です。

開発行為は、切り土や盛り土に着手した段階を、物件の堆積の場合は、当該堆積物を積み上げた段階をいいます。

(1) 事前相談・事前協議

手続き	行為者	市
① 事前相談 行為者は、行為の届出の要否、行為を行う場所の区域、景観への配慮事項など、確認したい事項を都市整備課（以下、「市」という。）へ相談してください。 行為者は、その内容が景観計画等に不適合である場合、行為者は、その内容に適合するよう設計変更等を行ってください。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">① 事前相談</div>	
② 協議書の提出 （提出時期：設計変更可能な段階。開発事業の事前協議と同時期。） 行為者は、行為の届出をするにあたり設計等変更が可能な段階で、市へ「協議書（様式第9号）」を提出し、協議を行ってください。（提出部数は、正副2部） 市は、協議書の内容に基づき、景観計画等への適合状況などの確認をします。 協議が完了した際に、協議が完了した旨と良好な景観形成のために行うべき措置を記載して、行為者に「協議済書（様式第10号）」を交付します。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">②協議書の提出</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">協議</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">景観計画等への適合の確認</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">事前協議終了</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">協議済書</div>

(2) 行為の届出・完了届

手続き	行為者	市
<p>③ 行為の届出 (法第 16 条) (行為の着手 30 日前) 行為者は、行為に着手する 30 日前までに、市へ「景観計画区域内行為 (変更) 届出書 (様式第 11 号)」を提出してください。(提出部数は正副 2 部、協議済書の交付が必要) また、計画・設計を変更した場合、同様に届出対象行為に着手する 30 日前までに、市へ「景観計画区域内行為 (変更) 届出書 (様式第 11 号)」を提出してください。 なお、適合して協議を終了した場合には、行為の届出時に必要な添付図書のうち、協議書に添付した図書の省略が可能となります。 (審査で不適合と判断した場合) 審査により届出内容が景観計画等に不適合であると判断した場合、市は行為者に対し、助言・指導や勧告・変更命令を行います。 なお、変更命令に際し必要な調査を行う場合は、着手制限の期間が最大 90 日まで延長されることがあります。 勧告や変更命令に従わないときは、氏名等の公表や景観法に基づく罰則が適用されます。行為の届出をしないときも同様に罰則が適用されます。 届出された内容が景観計画等に適合する場合、「適合通知書」が交付されます。</p> <p>④ 行為の着手 行為の着手は、景観法の規定により届出から 30 日後となります。ただし、審査の結果、行為の届出が事前協議と同一内容であり、景観計画等に適合している場合は、着手制限の期間が短縮されます。</p>	<p>③行為の届出 行為変更の届出</p> <p>計画・設計の変更</p> <p>④行為の着手</p>	<p>市</p> <p>審査</p> <p>不適合 適合</p> <p>助言・指導</p> <p>従わない場合</p> <p>勧告・変更命令</p> <p>従わない場合</p> <p>氏名等の公表</p> <p>適合通知書の交付</p> <p>30 日前 (事前協議と同一内容で適合している場合は短縮可能)</p>
<p>⑤ 完了の届出 行為の完了時に「完了届 (様式第 15 号)」を提出してください。</p> <p>⑥ 完了確認 市は、完了届の内容をもとに完了確認を行い、行為の届出の内容どおりであることを確認します。</p>	<p>行為の完了</p> <p>⑤完了届</p>	<p>⑥完了確認</p>

2 提出する届出書等

届出にあたっては、以下の届出書及び添付図書を提出してください。

(1) 建築物の建築等・工作物の建設等に関する届出書等

届出等の種類 届出書名	添付する図書		部 数
	種類	図書に明示する内容	
協議書の提出 協議書 (様式第9号) ①から⑧まで 行為の届出 景観計画区域内行為 (変更)届出書 (様式第11号) ①から⑨まで [事前協議の内容により添付図書①から⑦の省略が認められます。この場合、⑧委任状、⑨協議済書(様式第10号)の写を添付してください。]	①位置図 縮尺 1/2, 500 以上	<input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 目標となる地物 <input type="checkbox"/> 届出に係る敷地の位置 など	2 部
行為の変更 景観計画区域内行為 (変更)届出書 (様式第11号) [行為の変更は、変更に係る箇所の図書のみを添付してください。]	②現況写真	<input type="checkbox"/> カラー写真 ・2方向以上から当該敷地や当該敷地の周辺の状況がわかるように撮った写真。写真には当該敷地を明示すること。	
届出者等の変更 氏名等変更届 (様式第12号) 届出者、設計者、工事施工者の変更の際提出。 添付図書不要。	③土地利用計画図 (配置図) 縮尺 1/100 以上	<input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 敷地の形状及び寸法 <input type="checkbox"/> 届出に係る建築物又は工作物と既存建築物又は工作物の位置 <input type="checkbox"/> 敷地に隣接する道路の位置及び幅員 <input type="checkbox"/> 建築設備 <input type="checkbox"/> 現況写真の撮影、方向 など	
	④平面図 (建築物の場合、各階平面図) 縮尺 1/50 以上	<input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 屋上に設ける建築設備の位置及び寸法など	
	⑤立面図 縮尺 1/50 以上	<input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 建築設備及び屋外広告物等の位置及び寸法 <input type="checkbox"/> 構造、材料及び色彩その他の意匠と寸法 <input type="checkbox"/> 色彩とその色彩のマンセル表示 など <input type="checkbox"/> 仕上表	
	⑥外構図 (緑地計画図を含む。) 縮尺 1/100 以上	<input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 建物を取りまく外構、及び外構に設ける門、塀、アプローチ、庭園 <input type="checkbox"/> 植栽、樹木等の位置、樹種、高さ及び本数 <input type="checkbox"/> 駐車場その他の外構施設の位置、材料 など	

	⑦景観チェックシート	・生活の景、自然田園の景・ふるさとの景、産業の景・新市街地の景（商業）、産業の景・新市街地の景（工業）、沿道の景の景観区域に該当する景観チェックシートを使用すること。 ・景観形成重点地区に指定された区域については、景観形成重点地区の商業系エリア、沿道系エリア、自然系エリアの景観区域に該当する景観チェックシートを使用すること。	
	⑧委任状	・届出等を代理人が代理して届出等する場合は「委任状」を添付すること。	
	⑨協議済書の写 (様式第 10 号) (行為の届出時添付)	・事前協議が終了している旨確認するため添付。	
完了の届出 完了届 (様式第 15 号)	<input type="checkbox"/> 完成写真	・建築物又は工作物の外観及び敷地内の状況を示すカラー写真（2方向以上）	1 部
行為の中止 中止届 (様式第 13 号)		・中止の決定後、速やかに届出すること。	1 部

(2) 開発行為に関する届出書等

届出等の種類 届出書名	添付する図書		部 数
	種類	図書に明示する内容	
協議書の提出 協議書 (様式第 9 号) ①から⑦まで	①位置図 縮尺 1/2, 500 以上	<input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 目標となる地物 <input type="checkbox"/> 届出に係る敷地の位置 など	2 部
行為の届出 景観計画区域内行為 (変更) 届出書 (様式第 11 号) ①から⑧まで	②現況写真	<input type="checkbox"/> カラー写真 ・2方向以上から当該敷地や当該敷地の周辺の状況がわかるように撮った写真。写真には当該敷地を明示すること。	
[事前協議の内容により添付図書①から⑥の省略が認められます。この場合、⑦委任状、⑧協議済書(様式第 10 号)の写を添付してください。]	③土地利用計画図 (配置図) 縮尺 1/100 以上	<input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 敷地の形状及び寸法 <input type="checkbox"/> 届出に係る建築物又は工作物と既存建築物又は工作物の位置 <input type="checkbox"/> 敷地に隣接する道路の位置及び幅員 <input type="checkbox"/> 建築設備 <input type="checkbox"/> 植栽、樹木等の位置、樹種、高さ及び本数 <input type="checkbox"/> 駐車場その他の外構施設の位置、材料 <input type="checkbox"/> 現況写真の撮影、方向 など	

<p>行為の変更 景観計画区域内行為 (変更)届出書 (様式第 11 号)</p> <p>[行為の変更は、変更に係る箇所の図書のみを添付してください。]</p> <p>届出者等の変更 氏名等変更届 (様式第 12 号)</p> <p>届出者、設計者、工事施工者の変更の際提出。 添付図書不要。</p>	④断面図 (縦断横断図) 縮尺 1/300 以上	<input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 方位 など	
	⑤外構図 (緑地計画図を含む。) 縮尺 1/100 以上	<input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 建物を取りまく外構、及び外構に設ける門、塀、アプローチ、庭園、植栽などの仕様、形状及び位置 など	
	⑥景観チェックシート	・生活の景、自然田園の景・ふるさとの景、産業の景・新市街地の景(商業)、産業の景・新市街地の景(工業)、沿道の景の景観区域に該当する景観チェックシートを使用すること。 ・景観形成重点地区に指定された区域については、景観形成重点地区の商業系エリア、沿道系エリア、自然系エリアの景観区域に該当する景観チェックシートを使用すること。	
	⑦委任状	・届出等を代理人が代理して届出等する場合は「委任状」を添付すること。	
	⑧協議済書の写 (様式第 10 号) (行為の届出時添付)	・事前協議が終了している旨確認するため添付。	
<p>完了の届出 完了届 (様式第 15 号)</p>	<input type="checkbox"/> 完成写真	・建築物又は工作物の外観及び敷地内の状況を示すカラー写真(2方向以上)	1部
<p>行為の中止 中止届 (様式第 13 号)</p>		・中止の決定後、速やかに届出すること。	1部

(3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積等

届出等の種類 届出書名	添付する図書		部数
	種類	図書に明示する内容	
<p>協議書の提出 協議書(様式第 9 号) ①から⑧まで</p>	①位置図 縮尺 1/2,500 以上	<input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 目標となる地物 <input type="checkbox"/> 届出に係る敷地の位置 など	
	②現況写真	<input type="checkbox"/> カラー写真 ・2方向以上から当該敷地や当該敷地の周辺の状況がわかるように撮った写真。写真には当該敷地を明示すること。	

行為の届出 景観計画区域内行為 (変更)届出書 (様式第 11 号) ①から⑨まで [事前協議の内容により添付図書①から⑦の省略が認められます。この場合、⑧委任状、⑨協議済書(様式第 10 号)の写を添付してください。]	③現況図 縮尺 1/100 以上	<input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 方位 など	2 部
	④土地利用計画図 (配置図) 縮尺 1/100 以上	<input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 敷地の形状及び寸法 <input type="checkbox"/> 届出に係る建築物又は工作物と既存建築物又は工作物の位置 <input type="checkbox"/> 敷地に隣接する道路の位置及び幅員 <input type="checkbox"/> 建築設備 <input type="checkbox"/> 植栽、樹木等の位置、樹種、高さ及び本数 <input type="checkbox"/> 駐車場その他の外構施設の位置、材料 <input type="checkbox"/> 現況写真の撮影、方向 など	
	⑤断面図 (縦断横断図) 縮尺 1/300 以上	<input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 方位 など	
	⑥外構図 (緑地計画図を含む。) 縮尺 1/100 以上	<input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 建物を取りまく外構、及び外構に設ける門、塀、アプローチ、庭園、植栽などの仕様、形状及び位置 など	
行為の変更 景観計画区域内行為 (変更)届出書 (様式第 11 号) [行為の変更は、変更に係る箇所の図書のみを添付してください。]	⑦景観チェックシート	<ul style="list-style-type: none"> ・生活の景、自然田園の景・ふるさとの景、産業の景・新市街地の景(商業)、産業の景・新市街地の景(工業)、沿道の景の景観区域に該当する景観チェックシートを使用すること。 ・景観形成重点地区に指定された区域については、景観形成重点地区の商業系エリア、沿道系エリア、自然系エリアの景観区域に該当する景観チェックシートを使用すること。 	2 部
	⑧委任状	<ul style="list-style-type: none"> ・届出等を代理人が代理して届出等する場合は「委任状」を添付すること。 	
	⑨協議済書の写 (様式第 10 号) (行為の届出時添付)	<ul style="list-style-type: none"> ・事前協議が終了している旨確認するため添付。 	
届出者等の変更 氏名等変更届 (様式第 12 号) 届出者、設計者、工事施工者の変更の際提出。 添付図書不要。	③完成写真	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物又は工作物の外観及び敷地内の状況を示すカラー写真(2方向以上) 	1 部
完了の届出 完了届 (様式第 15 号)	<input type="checkbox"/> 完成写真	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物又は工作物の外観及び敷地内の状況を示すカラー写真(2方向以上) 	1 部
行為の中止 中止届 (様式第 13 号)		<ul style="list-style-type: none"> ・中止の決定後、速やかに届出すること。 	1 部

3 届出対象行為

届出対象行為は、次のとおりとなります。

- (1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（以下「建築物の新築等」）
- (2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（以下「工作物の新設等」）
- (3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為
- (4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積等

届出の対象となる規模と行為 (表)

対象地域	建築物の新築等	工作物の新設等	開発行為	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積等
① 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に定められている地域地区のうち ・第1種低層住居専用地域 ・第2種低層住居専用地域 ・第1種中高層住居専用地域 ・第2種中高層住居専用地域 ・第1種住居地域	・高さ10メートルを超えるもの ・延床面積1,000平方メートルを超えるもの	工作物の新設、増築、改築及び移転であって、建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条の規定により同法第6条の確認の申請が必要なもののうち	開発区域面積が2,000平方メートルを超えるもの(宅地の分譲をすることを目的として造成するものを除く)	行為に係る土地の面積が1,000平方メートルを超え、かつ、堆積等の期間が60日を超えるもの
② 都市計画法第7条第3項に定められている区域区分 ・市街化調整区域	・高さ10メートルを超えるもの ・延床面積1,000平方メートルを超えるもの	・擁壁等 高さ2メートルを超え、かつ、延長20メートルを超えるもの		
③ 都市計画法第8条第1項第1号に定められている地域地区のうち ・近隣商業地域 ・準工業地域 ・工業地域 ・工業専用地域	・高さ15メートルを超えるもの ・延床面積1,500平方メートルを超えるもの	・煙突等 高さ6メートルを超えるもの ・高架水槽、物見塔等 高さ8メートルを超えるもの ・RC柱、鉄柱、木柱等		
④ 都市計画法第8条第1項第1号に定められている地域地区のうち準住居地域及び次の道路に面している地域 ・神奈川県道40号（横浜厚木） ・神奈川県道45号（丸子中山茅ヶ崎） ・都市計画道路寺尾上土棚線 ・都市計画道路早川本蓼川線	・高さ10メートルを超えるもの ・延床面積1,500平方メートルを超えるもの	高さ15メートルを超えるもの ・装飾塔等 高さ4メートルを超えるもの ・製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等		

<p>⑤ 景観重点地区（綾瀬シンボルロード）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法第6条の確認の申請が必要なもの ・建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の面積が、建築物の各面において5分の1を超えるもの 	<p>工作物の新設、増築、改築及び移転であって、建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条の規定により同法第6条の確認の申請が必要なもののうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・擁壁等 高さ2メートルを超えるもの ・煙突等 高さ6メートルを超えるもの ・高架水槽、物見塔等 高さ8メートルを超えるもの ・RC柱、鉄柱、木柱等 高さ15メートルを超えるもの ・装飾塔等 高さ4メートルを超えるもの ・製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等 ・工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の面積が、工作物の各面において5分の1を超えるもの 	<p>開発区域面積が500平方メートル以上のもの(宅地の分譲をすることを目的として造成するものを除く)</p>	<p>行為に係る土地の面積が500平方メートル以上で、かつ、堆積等の期間が60日を超えるもの</p>
----------------------------	---	---	---	--

備考 ※上表①から③の区分に定める対象地域については、④の区分又は⑤の区分に定める対象地域を除くものとします。

※④の区分に定める対象地域については、⑤の区分に定める対象地域を除くものとします。